参考資料６

地方独立行政法人広島市立病院機構年度計画（令和７年度）

第３期中期計画	年度計画（令和７年度）
前文 地方独立行政法人広島市立病院機構（以下「法人」という。）は，平成２６年度に設立され，基本理念と基本方針の下，自律性，機動性，透明性という地方独立行政法人制度の特長を生かした運営を行い，市民の健康の維持，増進に寄与してきました。 **【基本理念】** 市民の健康の維持・増進を図るため，市民に信頼され満足される質の高い医療を継続的かつ安定的に提供していきます。 **【基本方針】** Ⅰ　医療機能の拡充 それぞれの病院の特徴を生かした医療の提供 Ⅱ　運営体制の強化 職員が意欲的に働くことができる，働きやすい職場環境への改善 Ⅲ　安定した経営の維持 令和４年度から始まる第３期中期計画では，国における２０２５年（令和７年）を見据えた医療と介護の一体改革を踏まえるとともに，広島市の２００万人広島都市圏構想の実現に資する市立病院としての役割を踏まえつつ，引き続き市民に信頼され，満足される質の高い医療を継続的かつ安定的に提供するため，広島市民病院，北部医療センター安佐市民病院，舟入市民病院及びリハビリテーション病院・自立訓練施設では，次のことを計画期間中の重点目標として，それぞれの特徴を生かした医療の提供に努めます。 （広島市民病院） 広島市の医療施策上必要とされる医療の提供に関し中心的役割を担うとともに，地域の医療水準をリードする急性期病院として，高い医療水準の維持・向上を図ります。 （北部医療センター安佐市民病院） 令和４年５月に開設する北部医療センター安佐市民病院（以下「安佐市民病院」という。）は，広島市だけでなく，広島二次保健医療圏の北部，備北地域，さらには，島根県の一部を支える，県北西部地域等の拠点病院として，高度で先進的な医療を提供します。また，建替え前の安佐市民病院の北館に整備する安佐医師会病院や地域の医療機関等と緊密に連携し，地域完結型医療の提供に向けて取り組むとともに，地域包括ケアシステムにおける構成員としての役割を果たします。 （舟入市民病院） 小児救急医療の安定的な提供を図るとともに，第二種感染症指定医療機関として，感染症患者の受入体制を維持します。また，急性期を経過した患者を受け入	地方独立行政法人広島市立病院機構（以下「法人」という。）は、広島市長の認可を受けた法人の中期計画に基づき、「医療機能の拡充」、「運営体制の強化」、「安定した経営の維持」を取組の柱として、市民に信頼され満足される質の高い医療の継続的、安定的な提供を目指し、法人職員一丸となって取り組みます。 法人の経営状況は、患者数の減少に加え、近年の物価や人件費の高騰等の影響により大変厳しく、第３期中期計画の最終年度である令和７年度の単年度経常収支の黒字化が見通せない状況となりました。 このため、計画に掲げた取組を着実に実行し、更なる収入確保と経費削減に取り組み、経営改善に努めていきます。

第３期中期計画	年度計画（令和７年度）
れるとともに，地域に根差した病院として地域の診療所等の後方支援病床としての機能の推進を図ります。 （リハビリテーション病院・自立訓練施設） 高度で専門的な回復期リハビリテーション医療を提供するとともに，自立のための訓練や相談など生活の再構築のための一貫したリハビリテーションサービスを提供します。また，広島市身体障害者更生相談所等と連携して，地域リハビリテーションの推進を図ります。	
第１　中期計画の期間 令和４年４月１日から令和８年３月３１日までの４年間とします。	
第２　市民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置 **１　市立病院として担うべき医療** それぞれの病院の特徴を生かし，他の医療機関との役割分担，連携を図りながら，市民生活に不可欠な医療や高度で先進的な医療を安定的に提供します。 **⑴　広島市民病院** **ア　救急医療の提供** ・初期レベルの一次救急医療から，救命救急センターを備え一刻を争う重篤患者に対する三次救急医療までを２４時間３６５日体制で提供します。 ・救急搬送困難事案の患者を一旦受け入れ，初期診療を行った上で，必要に応じて支援医療機関への転院を行う役割を担う救急医療コントロール機能病院としての運営に取り組みます。 ・医師会が運営する夜間急病センターとの連携，協力の下，一次救急医療の提供体制の適切な運営に努めます。 **イ　がん診療機能の充実** ・地域がん診療連携拠点病院（高度型）として，豊富な診療経験や充実した診療体制を生かして，手術や化学療法，放射線治療を効果的に組み合わせた集学的治療，緩和ケアを提供します。 ・「広島がん高精度放射線治療センター」と連携するとともに，放射線治療機器を充実させ，質の高い医療を提供します。 ・個々の患者に適したがん診療につなげるがんゲノム医療の提供に取り組みます。	**第１　市民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するため取るべき措置** **１　市立病院として担うべき医療** **⑴　広島市民病院** **ア　救急医療の提供** ・一次から三次までの救急医療を２４時間３６５日体制で提供 ・救急医療コントロール機能病院としての運営 ・救急患者等の地域医療機関への下り搬送（転院）の促進 ・一次救急医療の提供体制の適切な運営（救急相談センター及び広島市医師会千田町夜間急病センターとの連携など） **イ　がん診療機能の充実** ・手術、化学療法、放射線治療と、これらを適切に組み合わせた集学的治療の実施 ・緩和ケアセンター機能の充実 ・各診療科でのがんゲノム医療の実施 ・がんゲノム講演会の開催 ・がんに関する様々な情報の提供（研修会の開催、がん教育の実施） ・「広島がん高精度放射線治療センター」との連携 ・アドバンスケアプランニング（患者が人生

第３期中期計画	年度計画（令和７年度）
	の最終段階で希望する医療やケアを前もって考え、家族や医療ケアチームと繰り返し話し合い共有する取り組み）の支援体制の整備
ウ　周産期医療の提供 総合周産期母子医療センターとして，リスクの高い妊産婦や極低出生体重児に対する医療等，母体，胎児及び新生児に対する総合的で高度な周産期医療を提供します。	**ウ　周産期医療の提供** ・総合周産期母子医療センターの運営
エ　災害医療の提供 ・災害拠点病院として，ＢＣＰ（業務継続計画）に基づき，地震や台風等の自然災害，大規模火災等の都市災害等に備え，自家発電設備等のライフライン機能の維持，医薬品の備蓄等を行い，災害時に，迅速かつ適切な医療提供ができる体制を確保します。 ・災害その他の緊急時には，広島市地域防災計画等に基づき，広島市長からの求めに応じて適切に対応するとともに，自らの判断で医療救護活動を行います。 ・ＤＭＡＴ（災害派遣医療チーム）及びＤＰＡＴ（災害派遣精神医療チーム）の派遣要請に基づき，被災地へ医師等を派遣し，被災地の医療活動を支援します。	**エ　災害医療の提供** ・災害拠点病院としての、自家発電設備等のライフライン機能の維持、医薬品や食料品の備蓄等 ・災害その他の緊急時における医療救護活動の実施 ・災害時に迅速かつ適切な医療提供を確保するためのＢＣＰ（業務継続計画）に基づく研修・訓練の実施 ・ＤＭＡＴ（災害派遣医療チーム）及びＤＰＡＴ（災害派遣精神医療チーム）の派遣、スタッフの育成 ・広島県及び中国四国ブロックのＤＭＡＴ研修・訓練への参加
オ　低侵襲手術等の拡充 内視鏡下手術用ロボットの増設やカテーテル治療とバイパス手術などの外科手術を同時に行うことのできるハイブリット手術室を充実させ，患者の身体的負担が少ない手術等を拡充します。	**オ　低侵襲手術等の拡充** ・患者の身体的負担の少ない内視鏡手術及び内視鏡的治療の推進 ・内視鏡外科学会技術認定取得医及びロボット支援下内視鏡手術認定術者等のスタッフの育成
カ　中央棟設備の老朽化への対応 救命救急センター，ＩＣＵ（集中治療室），中央手術室等，病院の中枢機能が集中する中央棟は，築後３０年を経過し，建物設備の老朽化が進行していることから，計画的な改修などによる老朽化への対応を進めつつ，中央棟の建替え等の計画を検討します。	**カ　中央棟設備の老朽化への対応** ・建替に向けた施設計画等の検討 ・受変電設備改修 ・エレベーター改修(4・5・7 号機) ・医療ガス吸引装置改修 ・受水槽改修
⑵　安佐市民病院 **ア　救急医療の提供** ・地域救命救急センターを設置し，一次救急医療から三次救急医療まで２４時間３６５日体制で提供します。 ・安佐医師会病院，可部夜間急病センター等との連携，協力の下，一次救急医療の提供体制の適切な運営に努めます。	**⑵　安佐市民病院** **ア　救急医療の提供** ・一次から三次までの救急医療を２４時間３６５日体制で提供 ・一次救急医療の提供体制の適切な運営（安佐医師会病院、可部夜間急病センター等との連携など） ・精神科救急患者の受入及び地域の精神科病院との適切な連携 ・ＰＦＭの強化による円滑なベッドコントロールの実現 ・閉院日の緊急入院患者への入院当日のＰＦ

第３期中期計画	年度計画（令和７年度）
	Mの実施検討 ・救急患者等の地域医療機関への下り搬送の促進
イ　がん診療機能の充実 ・地域がん診療連携拠点病院として，消化器内視鏡治療，手術や化学療法，放射線治療，分子標的治療，免疫療法を適切に組み合わせた低侵襲的，集学的治療を行います。 ・地域在宅緩和ケア推進事業を継続・発展させ，安佐医師会病院や在宅医などと連携し，地域に根ざした緩和ケアを提供します。 ・がんゲノム診療科で，がんゲノム医療や遺伝カウンセリングの提供体制を充実させ，患者個々のニーズに合わせた支援を行います。 ・がん診療に関連する診療科，センターを集約化し，新たに通院治療センターを設置し，集学的ながん治療・支援を行います。	**イ　がん診療機能の充実** ・消化器内視鏡治療、手術や化学療法、放射線治療、分子標的治療、免疫療法を適切に組み合わせた低侵襲的、集学的治療の実施 ・地域在宅緩和ケア推進事業を継続・発展させ、安佐医師会病院や在宅療養支援診療所などと連携し、患者・家族の希望に応じた在宅緩和ケアや緩和ケア病棟へ迅速に移行できる地域完結型の緩和医療体制の充実 ・がん遺伝子・パネル検査 、遺伝カウンセリングの提供体制の充実 ・宿泊施設を利用した遠方からの患者の化学療法・放射線治療の実施 ・がんゲノム医療に係る医療従事者の育成 ・ＡＹＡ世代（思春期及び若年成人の患者）への支援チームによる患者支援の充実 ・外来でのがん相談機能体制の充実及び薬剤師外来の実施
ウ　災害医療の提供 ・災害拠点病院として，地震や台風等の自然災害，大規模火災等の都市災害に備え，自家発電設備等のライフライン機能の維持，医薬品や食料品の備蓄等を行います。また，病院の立地からも，水害を想定したＢＣＰに基づき，迅速かつ適切な医療提供ができる体制を確保するとともに，被災傷病者等の受入れを行います。 ・災害その他の緊急時には，広島市地域防災計画等に基づき，広島市長からの求めに応じて適切に対応するとともに，自らの判断で医療救護活動を行います。 ・ＤＭＡＴの派遣要請に基づき，被災地へ医師等を派遣し，被災地の医療活動を支援します。	**ウ　災害医療の提供** ・災害拠点病院としての、自家発電設備等のライフライン機能の維持、医薬品や食料品の備蓄等 ・大規模災害（地震、水害等）を想定したＢＣＰに基づく、訓練の実施、迅速かつ適切な医療提供体制の構築 ・災害その他の緊急時における適切な医療救護活動の実施 ・ＤＭＡＴの派遣要請に基づく被災地へ医師等の派遣 ・ヘリポートを活用した広域の救急活動
エ　へき地医療の支援 ・へき地医療拠点病院として，広島県が進める「高度医療・人材供給拠点」整備構想に適切かつ的確に対応するため，広島県北西部地域医療連携センターを中心に，県北西部地域などの医療提供体制に沿った，医療スタッフの派遣を行います。 ・県北西部地域等の医療従事者に対する研修等の教育体制の構築を図ります。 ・関係医療機関に対するＩＣＴ（情報通信技術）を活用した入退院時のカンファレンスなど，診療補助等の支援に取り組みます。	**エ　へき地医療の支援** ・「広島県北西部地域医療連携センター」において、地域の医療提供体制維持の後方支援の拡充と、多職種の人材育成の推進、県北西部地域などの医療提供体制に沿った、医療スタッフの派遣 ・県北西部地域等の医療従事者に対する研修やＷｅｂ会議システムの提供、ＩＣＴ（情報通信技術）を活用した遠隔地への診療補助等による、へき地医療の支援

第３期中期計画	年度計画（令和７年度）
オ　低侵襲手術の拡充等 ・内視鏡下手術用ロボットを活用した手術の対象領域や適応症例の拡大，カテーテル治療とバイパス手術などの外科手術を同時に行うことのできるハイブリット手術室の運用を進め，患者の身体的負担が少ない手術の拡充と日帰り手術の推進等を行います。 ・内視鏡手術技術認定医，内視鏡下手術用ロボット認定術者等の育成を積極的に推進し，安全で安定した低侵襲手術の提供に努めます。	**オ　低侵襲手術の拡充等** ・ハイブリッド手術室での大血管治療、構造的心疾患の治療と稼働率の向上 ・診療科横断的なロボット支援手術及び内視鏡手術の実施 ・低侵襲手術に係る手術手技の情報発信や認定医師等の育成 ・消化管内視鏡による消化管全層切除の推進
	カ　その他 ・閉院日入院の促進及び、その翌日の手術の実施 ・周術期管理チームや総合診療医による併存疾患を有する手術患者の支援と安全性の確保
⑶　舟入市民病院 **ア　小児救急医療の提供** ・小児科の２４時間３６５日救急診療を安定的に提供するため，引き続き，医師会，広島大学等の協力を得るとともに，市立病院間の応援体制の強化に取り組みます。また，重篤な小児救急患者の円滑な搬送を行うため，三次救急医療機関との連携を図ります。 ・トリアージナースの能力向上を図り，診療体制の強化に取り組みます。	**⑶　舟入市民病院** **ア　小児救急医療の提供** ・小児救急医療を２４時間３６５日体制で提供 ・市立病院間の応援体制の整備及び三次救急医療機関との連携 ・トリアージナースの能力向上のための研修実施
イ　小児専門医療の充実 小児心療科において，精神療法等の個人療法やグループで治療を行う集団療法に加え，未治療者や治療中断者の重症化防止のための支援について検討を行います。また，小児科のアレルギー外来と連携し，アトピー疾患専門医による診療の充実を図ります。	**イ　小児専門医療の充実** ・小児科入院患者に対する小児心療科のフォロー体制の充実に向けた検討 ・小児科病棟における看護師の介入による食物アレルギー負荷検査等の充実
ウ　感染症医療の提供 ・第二種感染症指定医療機関として，新型コロナウイルス感染症や新型インフルエンザ等の新興感染症患者への対応ができるよう，平常時から医療体制を維持するとともに，感染症発生時には，広島県や広島市，市立病院を始めとする市内の関連病院等と連携して対応します。また，感染症拡大時には迅速・弾力的に対応します。 ・新型コロナウイルス感染症による医療提供体制の見直しを踏まえて対応策を検討します。 ・感染症専門資格の取得など教育研修への参加を促進し，職員の専門性の向上を図ります。	**ウ　感染症医療の提供** ・第二種感染症指定医療機関としての病院運営 ・感染症医療に関する専門性の向上 ・新型インフルエンザ等対策マニュアルの運用 ・広島県との医療措置協定に基づく新興感染症の流行初期からの入院・外来医療の提供

第３期中期計画	年度計画（令和７年度）
エ　病院機能の有効活用 ・広島市民病院からの手術症例の受入れ強化を行うとともに，地域住民の緊急時の受入れ強化等に取り組みます。 ・法人における外科系研修医師の手術教育施設（トレーニング）として，良性疾患を中心とした手術を行います。	**エ　病院機能の有効活用** ・救急患者やＭＲＩ検査を待つ患者等の積極的な受入れ、外来化学療法、良性外科疾患手術、病床活用及び手術教育施設としての外科系研修医の受入れなど広島市民病院との連携強化 ・良性外科疾患手術の増加に係る広島大学病院との連携強化 ・成人の二次救急医療の実施に向けた検討
【目標値】 区　分 / 令和２年度 実績（元年度） / 令和７年度 目標値 病床利用率（%） / ５１．０ (73.4) / ８５．０ ※病床利用率は，小児科病床を除く内科，外科の病床利用率 （注）令和２年度実績は新型コロナウイルス感染症の影響を受けているため，参考として令和元年度実績も併記（以下の目標値において同じ。）	【目標値】 区　分 / 令和７年度 目標値 病床利用率（%） / ７６．８ ※病床利用率は、小児科病床を除く内科、外科の病床利用率 （注）新型コロナウイルス感染症患者受入病床等を除いて算出した病床利用率
オ　障害児（者）の受入体制の充実 医療型重症心身障害児（者）短期入所利用者数の拡大に向けて受入体制の充実を図るとともに，障害児（者）への対応に関し知識・技術を持った職員の育成を行うなど，障害児（者）の診療相談機能の充実に取り組みます。	**オ　障害児（者）の受入体制の充実** ・医療型重症心身障害児（者）短期入所事業の円滑運用 ・障害児（者）への対応に関し知識・技術を持った職員の育成
	カ　地域に密着した医療機能の充実 ・総合診療科の医療機能を活かした地域医療の充実
⑷　リハビリテーション病院・自立訓練施設 **ア　総合的なリハビリテーションサービスの提供** 広島市身体障害者更生相談所，リハビリテーション病院及び自立訓練施設の運営責任者で構成する常設の連絡会議等を通じ，引き続き３施設の連携の維持を図り，総合的なリハビリテーションサービスを継続的かつ安定的に提供します。	**⑷　リハビリテーション病院・自立訓練施設** **ア　総合的なリハビリテーションサービスの提供** ・中途障害者の社会復帰、社会参加の促進及び生活の再構築のための一貫したリハビリテーションサービスの提供 ・３施設の運営責任者で構成する連絡会議等を通じた連携による円滑な運営
イ　回復期リハビリテーション医療の充実 ・広島市民病院，安佐市民病院などの急性期病院との連携強化を図り，急性期の疾病治療・リハビリテーションを経過した患者を早期に受け入れ，日常生活機能の向上や社会復帰を目的とした専門的で集中的な回復期のリハビリテーションを一体的かつ連続的に提供します。 ・退院後の患者を中心に継続的なリハビリテ	**イ　回復期リハビリテーション医療の充実** ・広島市民病院などの急性期病院から紹介された患者に対する円滑で切れ目のない回復期リハビリテーション医療の提供 ・３６５日リハビリテーション医療の提供 ・複数の脳神経内科専門医などによる高度で専門的な回復期リハビリテーション医療の提供 ・認知症や排尿障害などの併存疾患を有する

第３期中期計画	年度計画（令和７年度）
ーション医療を提供するため，地域医療機関とも連携し，外来リハビリテーションや訪問リハビリテーション・訪問看護など在宅療養への支援の充実を図ります。	入院患者に対するケアの推進 ・退院支援と地域連携診療の推進 ・外来リハビリテーション（言語聴覚療法・理学療法・作業療法）・専門外来の実施 ・通所リハビリテーションの実施 ・訪問リハビリテーション・訪問看護の実施
【目標値】 区　分 / 令和２年度 実績（元年度） / 令和７年度 目標値 患者１人当たりリハビリテーション実施単位数（単位／日） / ８．５ (8.5) / ８．５ 在宅復帰率（%） / ８５．８ (85.4) / ８５．０	【目標値】 区　分 / 令和７年度 目標値 患者１人当たりリハビリテーション実施単位数（単位／日） / ８．５ 在宅復帰率（%） / ８５．０
ウ　自立訓練施設の利用促進 ・リハビリテーション病院との連携を強化し，連続性のある訓練の実施と訓練内容の充実を図ります。 ・医療・福祉関係機関，福祉サービス事業者等との連携を強化し，地域からの施設利用の拡大を図ります。	**ウ　自立訓練施設の利用促進** ・リハビリテーション病院と連携した連続性のある訓練の実施及び訓練内容の充実 ・リハビリテーション病院との連携による入所者に対する栄養管理や口腔衛生などの支援の実施 ・医療・福祉関係機関等との連携強化
エ　相談機能の充実と地域リハビリテーションの推進 ・利用者の状況に応じた退院・退所後の生活支援ができるよう，地域の医療・保健・福祉関係機関と連携した相談機能の充実を図ります。 ・広島市身体障害者更生相談所等と連携して，地域リハビリテーションの推進を図ります。	**エ　相談機能の充実と地域リハビリテーションの推進** ・利用者の状況に応じた生活支援ができるよう医療支援室及び身体障害者特定相談支援事業所による相談の実施 ・地域リハビリテーション活動支援事業等の推進 ・広島市身体障害者更生相談所等と連携した地域リハビリテーションの推進
オ　災害時の市立病院間のバックアップ機能の強化 西風新都に立地し，高速道路インターチェンジに近接するというリハビリテーション病院の地理的条件を生かし，デルタ地帯が被災した場合に備え，他の市立病院の診療情報の保管や医薬品等の備蓄などバックアップ機能の強化を図るとともに，ＤＭＡＴの受入拠点，広域搬送拠点としての活用について検討します。	**オ　災害時の市立病院間のバックアップ機能の強化** ・ＤＭＡＴの受入拠点及び広域搬送拠点としての活用についての検討
２　医療の質の向上 **⑴　医療需要の変化，医療の高度化への対応** 医療需要の変化，医療の高度化に的確に対応した医療が提供できるよう，医療スタッフの知識の習得や技術の向上，診療科の再編などによる診療体制の充実を図るとともに，計画的な医療機器の整備・更新を進めます。	**２　医療の質の向上** **⑴　医療需要の変化、医療の高度化への対応** **ア　医療スタッフの知識の習得や技術の向上** ・院外の学会・研修会等への参加機会の確保及び院内研修の充実 ・新規採用職員の合同研修会の開催 ・看護師を対象とした市立病院間の交流研修

第３期中期計画	年度計画（令和７年度）
	の実施 ・キャリア開発ラダーを活用した看護師の質の向上 ・「特定行為研修施設」としての機能の充実及び活用の推進（安佐市民病院） ・特定行為修了者の院内活動に向けた体制と環境の整備 ・特定行為に係る実習施設としての機能の充実（広島市民病院） **イ　資格取得の促進** ・資格取得状況の把握及び医療機能の向上に必要な資格取得の支援 **ウ　診療体制の充実** ・磁気共鳴断層撮影装置の更新及び増設（広島市民病院） ・ハイブリッド手術血管造影・治療装置の更新（広島市民病院）
⑵　チーム医療の推進 個々の患者の病状や，緩和ケア，褥瘡（じょくそう）対策，呼吸ケア，栄養サポート,転倒・転落予防，フレイル対策，ポリファーマシー対策等の課題に対応するため，医療スタッフが診療科や職種を越えて連携し，専門的，総合的な医療を提供するチーム医療を推進します。	**⑵　チーム医療の推進** ・多職種による緩和ケア、褥瘡対策、呼吸ケア、摂食嚥下ケアを含む栄養サポート、転倒・転落予防、フレイル対策、ポリファーマシー対策等のチーム活動の実施
⑶　医療の安全確保の強化 **ア　医療安全対策** 市民に信頼される安全な医療を提供するため，医療安全管理委員会等が中心となり，医療安全に関する情報の収集・分析，医療事故等の発生防止や対応マニュアルの作成，院内研修を実施するとともに，実施内容を継続的に見直すことなどにより，医療安全対策を強化・徹底します。	**⑶　医療の安全確保の強化** **ア　医療安全対策** ・関連情報の収集・分析、対応マニュアルの点検、作成、院内研修等の実施 ・複数の医療機関と連携した医療安全対策に関する評価の実施 ・ＩＣＴ等を活用した転倒転落防止の対策強化 ・入院患者の持参薬の管理体制強化（安佐市民病院） ・入院時のスクリーニング・嚥下機能評価による誤嚥・窒息の予防（安佐市民病院）
イ　院内感染防止対策 院内感染対策に係る体制やマニュアルの整備・見直し，感染予防策の徹底，感染症発生時における迅速・適切な対応など，院内感染防止対策を強化・徹底します。	**イ　院内感染防止対策** ・新型コロナウイルス感染症を始めとする感染症に関する情報収集、院内の調査・監視、職員への指導・啓発等の実施 ・抗菌薬適正使用支援チームによる指導の実施（広島市民病院、安佐市民病院、舟入市民病院）
⑷　医療に関する調査・研究の実施 職員の自主的な研究活動を支援するとともに，研究成果の情報発信に努めます。また，治験等の臨床研究の推進に積極的に取り組みます。	**⑷　医療に関する調査・研究の実施** ・職員の自主的な研究活動の支援と研究成果の発信 ・患者の意見を尊重した治験等臨床研究の推進 ・ＡＭＥＤ（国立研究開発法人　日本医療研究

第３期中期計画	年度計画（令和７年度）
	開発機構）などを活用した臨床研究活動の充実（広島市民病院、安佐市民病院、舟入市民病院）
⑸　災害医療体制の充実 災害その他の緊急時には，広島市地域防災計画等に基づき，広島市長からの求めに応じて適切に対応するとともに，自らの判断で医療救護活動を行います。また，広島市の防災関係機関等と連携を図り，市立病院として求められる医療の提供等を行います。	⑸　災害医療体制の充実 ・災害その他の緊急時における医療救護活動の実施 ・看護体制が維持できる必要人員の確保 ・災害時公衆衛生チームによる災害時リハビリテーションの実施（リハビリテーション病院）
⑹　感染症医療体制の充実 これまでの感染症医療の提供を行う中で得られた知見を生かし，新型コロナウイルス感染症等の新興感染症発生時には,第二種感染症指定医療機関である舟入市民病院を始め，感染症協力医療機関である安佐市民病院，さらに広島市民病院及びリハビリテーション病院が、それぞれの役割に応じて，関係機関と連携しながら，感染症患者の受入れや感染症から回復した患者の療養の受入れなど感染症医療の提供を適切に行います。	⑹　感染症医療体制の充実 ・新型コロナウイルス感染症等の新興感染症発生時における関係機関との連携 ・病院の役割に応じた感染症患者の受入れなど適切な感染症医療の提供
３　患者の視点に立った医療の提供 ⑴　病院情報・医療情報の発信 ・ホームページや広報紙等を利用した病院の特色や治療実績等の積極的な情報発信に取り組むとともに，病院の現状や地域の医療機関との役割分担に係る市民の理解を促すための情報及び健康づくりや疾病に関する情報を市民に分かりやすい形で発信します。 ・病院の運営，財務に関する計画や実績，医療に関する研究成果等を市民に分かりやすい形で公表します。また，地方独立行政法人化の目的や効果について，広報します。	３　患者の視点に立った医療の提供 ⑴　病院情報・医療情報の発信 ・市立病院機構及び各病院のホームページの充実 ・病院の現状や地域の医療機関との役割分担に係る市民の理解を促すための情報の発信 ・病院の運営、財務に関する計画や実績等の公表 ・市民を対象とした公開講座の開催 ・ＳＮＳを利用した診療内容、イベント等の発信 ・病院祭り・地域のイベント等を通じた新病院の特色・魅力発信（安佐市民病院）
⑵　法令・行動規範・倫理の遵守 医療法を始めとする関係法令及び行動規範の遵守についての研修等を行い，職員の意識を向上させ，適正な病院運営に取り組みます。また，広島市立病院機構情報セキュリティーポリシーに基づき，個人情報を適正に取り扱います。	⑵　法令・行動規範・倫理の遵守 ・倫理・服務に関する研修の実施などによる服務規律の徹底 ・保有する個人情報の適正な管理
⑶　安心で最適な医療の提供 ア　患者及び家族への相談支援 安心して医療を受けられる環境を提供するため，医療支援センター等において，疾病や入院等に関することや，退院後の療養や介護支援など，患者やその家族が抱える様々な不安や問題などの相談に積極的に対応します。	⑶　安心で最適な医療の提供 ア　患者及び家族への相談支援 ・手術を受ける患者に対し周術期を通じ安心・安全な医療を提供するため、周術期外来の拡大（広島市民病院） ・患者相談窓口業務の充実 ・自殺未遂者支援窓口と医療機関等との連携（広島市民病院、安佐市民病院）

第３期中期計画	年度計画（令和７年度）
	・入院支援アプリを活用した入退院支援の充実（広島市民病院、安佐市民病院）
イ　インフォームド・コンセントの徹底 インフォームド・コンセント（患者自身が医療内容を理解・納得し，自分に合った治療法を選択できるよう，患者に十分な説明を行った上で同意を得ること。）を徹底し，患者の権利を尊重し，信頼と満足を得られる医療を提供します。	**イ　インフォームド・コンセントの徹底** ・患者の権利を尊重し、信頼と満足を得られる医療を提供できるよう、インフォームド・コンセントの徹底 ・患者の情報共有と情報を活用した支える医療（治療・ケアの方向性）の推進
ウ　セカンドオピニオンの実施 セカンドオピニオン（診断や治療方針について主治医以外の医師から意見を聴くこと。）を実施するとともに，市立病院の患者が，他の医療機関でのセカンドオピニオンを希望する場合には，適切に支援します。	**ウ　セカンドオピニオンの実施** ・セカンドオピニオンの実施及び他の医療機関を希望する患者の適切な支援
エ　クリニカルパスの活用拡大 クリニカルパス（疾病別に退院までの治療内容を標準化した計画書）の活用を拡大するとともに，新規パスの作成や既存パスの見直しを計画的に行い，良質な医療を安全，適正かつ効率的に提供します。	**エ　クリニカルパスの活用拡大** ・クリニカルパスの活用の拡大、新規パスの作成及び既存パスの計画的な見直し
【目標値】クリニカルパス適用率　（単位：％） 区　分 / 令和２年度 実績（元年度） / 令和７年度 目標値 広島市民病院 / ５１．７ (51.1) / ５５．０ 安佐市民病院 / ５２．５ (53.5) / ５５．０ 舟入市民病院 / ４９．５ (47.8) / ５０．０ リハビリテーション病院 / ６０．０ (62.9) / ６４．０ ※適用率は，新入院患者のうちクリニカルパスを適用した患者の割合	**【目標値】クリニカルパス適用率（単位：%）** 区　分 / 令和７年度 目標値 広島市民病院 / ５５．０ 安佐市民病院 / ５５．０ 舟入市民病院 / ５０．０ リハビリテーション病院 / ６４．０ ※適用率は、新入院患者のうちクリニカルパスを適用した患者の割合
⑷　患者サービスの向上 ・接遇研修等を実施し，常に患者やその家族の立場を考え，温かく心のこもった応対ができるよう，職員の接遇の一層の向上を図ります。また，定期的なアンケート調査などにより，患者やその家族のニーズを把握し，よりきめ細かなサービスの提供に努めます。 ・ＩＣＴの活用等による外来の診察・検査・会計の待ち時間の短縮に向けた取組やインターネット環境の充実など利便性の向上に取り組	**⑷　患者サービスの向上** ・接遇研修等の実施 ・病院の対応のアンケート調査の実施及び調査結果を踏まえた対応の検討、実施 ・ＩＣＴの活用等による会計の待ち時間の短縮及びインターネット環境の充実に向けた取組の検討、実施 ・病院給食についてのアンケート調査の実施及び委託業者と連携した改善方策の検討、実施 ・病院給食のサイクルメニューの拡充（広島市民病院）

第３期中期計画	年度計画（令和７年度）
みます。 ・病院給食について，個々の入院患者の病状や体質に配慮しながらも，おいしい給食となるよう，改善に取り組みます。	・入退院支援の推進 ・入院患者の実情に即した栄養管理の実施検討 ・患者向け院内コンサートの実施（広島、安佐、リハ） ・呼び出しアプリの登録推進、機能拡充による患者待ち時間の短縮と利便性向上（安佐市民病院） ・急性期病院からの転院時の患者搬送サービスの導入（リハビリテーション病院）
【目標値】患者満足度　（単位：%） 区　分 / 令和２年度実績（元年度） / 令和７年度目標値 広島市民病院 / ９３．２ (94.3) / ９３．５ 安佐市民病院 / ９１．３ (92.1) / ９１．７ 舟入市民病院 / ７４．９ (80.4) / ９０．０ リハビリテーション病院 / ９７．４ (93.4) / ９５．７ ※病院の対応に「満足」と回答した患者の割合	**【目標値】患者満足度（単位：%）** 区　分 / 令和７年度目標値 広島市民病院 / ９３．５ 安佐市民病院 / ９１．７ 舟入市民病院 / ９０．０ リハビリテーション病院 / ９５．７ ※病院の対応に「満足」と回答した利用者の割合
４　地域の医療機関等との連携 **⑴　地域の医療機関との役割分担と連携** **ア　病院の役割分担に基づく紹介，逆紹介の促進等** 地域の医療機関や医師会との連携を強化し，地域の医療機関との適切な役割分担の下，紹介患者の受入れ，患者の紹介を積極的に行い，より多くの患者に必要とされる医療を提供する体制の維持に努めます。また，基幹病院を始めとする病院間の医療機能の分化と連携等については，市民にとってより良い地域医療を提供していくという観点に立って検討を行います。	**４　地域の医療機関等との連携** **⑴　地域の医療機関との役割分担と連携** **ア　病院の役割分担に基づく紹介、逆紹介の促進等** ・各地区の医師会との意見交換の場の設置などによる顔の見える連携づくり ・医療支援センター等による連携の強化 ・連携する関係医療機関を対象としたマルチケアフォーラムの開催（広島市民病院） ・安佐医師会病院との連携による高度急性期医療機能の向上（安佐市民病院） ・「紹介受診重点医療機関」として、地域の医療機関との連携及び患者への情報提供による外来機能分化の推進（広島市民病院、安佐市民病院） ・健診機関を通じた健康診断等検査後の二次検査対象者の積極的な受入（舟入市民病院）
【目標値】患者紹介率（地域の医療機関から市立病院への紹介）　（単位：%） 区　分 / 令和２年度実績（元年度） / 令和７年度目標値 広島市民病院 / ７５．８ (74.9) / ７７．５ 安佐市民病院 / ９２．２ (89.5) / ９３．０ 舟入市民病院 / ３６．２ (41.3) / ４２．０	**【目標値】患者紹介率（地域の医療機関から市立病院への紹介）（単位：%）** 区　分 / 令和７年度目標値 広島市民病院 / ７７．５ 安佐市民病院 / ９３．０ 舟入市民病院 / ４２．０

第３期中期計画	年度計画（令和７年度）
※患者紹介率＝初診紹介患者の数／（初診患者の数－（救急車による初診搬送患者の数＋時間外における初診外来患者の数））×100	※患者紹介率＝初診紹介患者の数／（初診患者の数－（救急車による初診搬送患者の数＋時間外における初診外来患者の数））×100
【目標値】患者逆紹介率（市立病院から地域の医療機関への紹介）　（単位：%） 区　分 / 令和２年度 実績（元年度） / 令和７年度 目標値 広島市民病院 / １１１．９ (98.6) / １００．０ 安佐市民病院 / １５２．１ (140.6) / １００．０ 舟入市民病院 / ３０．９ (28.4) / ３４．０ ※１患者逆紹介率＝逆紹介患者の数／（初診患者の数－（救急車による初診搬送患者の数＋時間外における初診外来患者の数））×100 ※２当該年度の逆紹介患者の数には，当該年度以前からの診療期間の長い患者も含まれるため，当該年度の初診患者の数を上回り，逆紹介率が 100%を超える場合がある。	**【目標値】患者逆紹介率（市立病院から地域の医療機関への紹介）（単位：%）** 区　分 / 令和７年度 目標値 広島市民病院 / １００．０ 安佐市民病院 / １００．０ 舟入市民病院 / ３４．０ ※１患者逆紹介率＝逆紹介患者の数／（初診患者の数－（救急車による初診搬送患者の数＋時間外における初診外来患者の数））×100 ※２当該年度の逆紹介患者の数には、当該年度以前からの診療期間の長い患者も含まれるため、当該年度の初診患者の数を上回り、逆紹介率が 100%を超える場合がある。
イ　地域連携クリニカルパスの運用拡大 一貫性のある医療を提供し，治療効果の一層の向上を図るため，地域連携クリニカルパス（治療を行う複数の医療機関が治療方針を共有するための診療計画書）の作成・運用の拡大に取り組みます。	**イ　地域連携クリニカルパスの運用拡大** ・地域の医療機関と連携した地域連携クリニカルパスの運用の見直し
ウ　安佐市民病院の認知症疾患医療センター（地域型）の開設・運用 認知症疾患医療センター（地域型）の指定を受けた上で，地域の医療機関，広島市北部在宅医療・介護連携支援センター，地域包括支援センター，広島市等と協働し，地域一体型の医療提供体制を構築します。	**ウ　安佐市民病院の認知症疾患医療センター（地域型）の運用** ・地域の医療機関、広島市北部在宅医療・介護連携支援センター、地域包括支援センター、広島市等と協働し、地域一体型の医療提供体制を構築
エ　重症心身障害児（者）に係る地域の医療機関等との連携 医療的なケアが必要な重症心身障害児（者）について，地域の医療機関や社会福祉施設，訪問看護ステーション等との連携体制の確立に取り組みます。	**エ　重症心身障害児（者）に係る地域の医療機関等との連携** ・訪問看護ステーション等との連携による医療的なケアが必要な重度心身障害児（者）の入院中から在宅での症状が安定するまでの支援
⑵　地域の医療機関への支援 **ア　高度医療機器の共同利用** 市立病院が保有する高度医療機器の共同利用の促進により，地域の医療水準の向上を図ります。また，地域の医療従事者を対象としたオープンカンファレンス等各種研修会等を開催し，市立病院における症例や医療技術等	**⑵　地域の医療機関への支援** **ア　高度医療機器の共同利用** ・高度医療機器の共同利用の促進による地域の医療水準の向上 ・地域の医療従事者を対象とした各種研修会やオープンカンファレンス等の開催

第３期中期計画	年度計画（令和７年度）
の医療情報を提供することなどにより，地域の医療人材の育成に協力するとともに，「顔の見える連携関係」を構築します。	
イ　安佐医師会病院への支援 広島市や関係機関と協議の上，安佐医師会病院への医師の派遣等に取り組むとともに，同病院の円滑な運営に向けた支援を行います。	**イ　安佐医師会病院への支援** ・安佐医師会病院への医療従事者の派遣（総合診療科医師による診療支援、宿日直支援等）と教育を含めた人事交流
ウ　安佐市民病院の地域完結型医療の提供 安佐医師会病院や広島市北部在宅医療・介護連携支援センター等の県北西部地域の関係機関と連携し，地域内の医療機関の役割分担と再編を行い，それぞれの医療機関が連携し相互補完を行う地域完結型医療を提供します。	**ウ　安佐市民病院の地域完結型医療の提供** ・地域の医療ニーズを適切に提供できる医師の育成及び地域の医療機関への医師の派遣 ・看護師、薬剤師、放射線技師、検査技師などの人事交流の推進や、地域の医療ニーズへの対応・支援
⑶　保健機関，福祉機関との連携 **ア　保健機関，福祉機関との連携** 高齢化の進展等に伴う疾病構造や生活環境の変化に対応するため，保健所等と連携し，疾病の予防や再発防止等に取り組むとともに，入院前から地域包括支援センター，介護サービス事業所等と連携し，さらに患者の退院後の療養や介護などを支援します。	**⑶　保健機関、福祉機関との連携** **ア　保健機関、福祉機関との連携** ・高齢化の進展等に伴う疾病構造や生活環境の変化に対応するための保健所等との連携 ・入院前からの福祉機関との連携による患者の退院後の療養や介護などの支援 ・エイズ治療ブロック拠点病院としての保健機関等との連携（広島市民病院
イ　地域包括ケアシステムの構成員として担う役割 高齢者が疾病を抱えても住み慣れた地域で生活を継続できるよう，地域包括ケアシステム構成員として，各病院が現在担っている機能を維持・強化するとともに，安佐医師会病院や地域の医療機関，施設，行政との連携を図り，患者・家族の療養生活を支援するなど，包括的かつ継続的な在宅医療等の提供の一翼を担います。	**イ　地域包括ケアシステムの構成員として担う役割** ・地域包括ケアシステム構成員としての各病院が担っている機能の維持・強化 ・中区医師会が実施する在宅医療相談支援窓口運営事業及び西区医師会が実施する西区在宅あんしん連携システムへの参加（舟入市民病院） ・ハイリスク分娩や支援が継続的に必要な妊産婦への、地域と連携した支援（広島市民病院、安佐市民病院） ・地域の医療機関、広島市北部在宅医療・介護連携支援センター、地域包括支援センター、広島市等と連携した、地域包括ケアシステムの構築（安佐市民病院） ・広島県が指定する地域リハビリテーション広域支援センターとして地域における介護予防活動の支援の推進（リハビリテーション病院） ・在宅療養への移行支援のための訪問看護ステーションとの連携（広島市民病院）
５　市立病院間の連携の強化 **⑴　一つの病院群としての病院運営の推進** ・４病院が相互に連携し，各病院の医療機能を補完し合い，一つの病院群として，広島市の医療施策上必要な医療を提供するとともに，	**５　市立病院間の連携の強化** **⑴　一つの病院群としての病院運営の推進** ・効率的、効果的な病院運営 ・安佐南区の医療需要の動向等を踏まえた役割分担の下、広島市民病院と安佐市民病院との

第３期中期計画	年度計画（令和７年度）
各病院の役割の見直しや連携強化などを進め，効果的かつ効率的な病院運営を行います。 ・病院間の人事交流など効果的にマンパワーを活用し，各病院が必要とする人材の育成や，病院間の連携を推進します。 ・広島市民病院と舟入市民病院は，病床利用や手術室の運用などを通じて，両病院の改善に向けて，それぞれの特長を生かせる連携を推進します。 ・急性期から回復期までのリハビリテーションを一体的かつ継続的に提供するため，リハビリテーション病院と広島市民病院及び安佐市民病院との連携強化を図ります。 ・広島市が指定管理者制度により運営している安芸市民病院との連携を図り，患者の受入れや紹介を積極的に行います。	連携と協調 ・急性期から回復期までの円滑なリハビリテーション医療の提供を図るため、リハビリテーション病院と他の３病院との連携強化 ・広島市民病院と舟入市民病院の特長を生かした連携強化による、両院の外来化学療法患者の受入向上、手術患者受入拡大、病床の有効利用に向けた取組 ・病院間の人事交流 ・各病院の職員が協議、交流する部門会議の開催 ・安芸市民病院との連携
⑵　広島市立病院機構医療情報システムの運用 広島市立病院機構医療情報システム（電子カルテシステムを中心とした医療情報を電子化して総合的に活用するシステム）の運用等により，４病院間の診療情報の共有化等を推進します。また，同システムを活用し，地域の医療機関との診療情報の共有化等を行います。	**⑵　広島市立病院機構医療情報システムの運用** ・広島市立病院機構医療情報システムによる、４病院間の診療情報の円滑な伝達や共有化の推進 ・サイバーセキュリティ対策の実施 ・ひろしま医療情報ネットワークの活用による、地域の医療機関への市立病院の医療情報の提供
６　保健，医療，福祉，教育に係る行政分野への協力 保健，医療，福祉，教育に係る行政分野への協力については，引き続き，広島市の担当する部局との連携を維持し，広島市が実施する保健や医療，福祉，教育に係る施策に協力します。	**６　保健、医療、福祉、教育に係る行政分野への協力** ・広島市が実施する保健、医療、福祉、教育施策への協力 ・広島市の保健医療福祉担当部局との情報共有及び調整 ・重症心身障害児（者）医療型短期入所事業の継続実施（舟入市民病院） ・マイナ保険証の利用促進 ・自殺未遂者に対する相談支援及び技術支援の実施や再企図防止への支援（広島市民病院、安佐市民病院） ・中学生・高校生を対象としたがん教育の実施（広島市民病院、安佐市民病院）

第３期中期計画	年度計画（令和７年度）
第３　業務運営の改善及び効率化に関する目標を達成するためとるべき措置	**第２　業務運営の改善及び効率化に関する目標を達成するためとるべき措置**
１　業務運営体制の確立 中期目標，中期計画に掲げる目標，取組の達成を目指し，法人の運営を自律的，機動的に行うため，次のことに取り組みます。	**１　業務運営体制の確立**
⑴　迅速かつ的確な組織運営 理事会や理事長，病院長等が出席する経営会議を中心に，適正かつ効果的な業務運営を図るとともに，病院内の委員会等を通じ，効率的な業務執行を行います。また，理事長がリーダーシップを発揮するとともに，病院長や病院内での適切な権限移譲等を進めることで，迅速かつ的確な意思決定を行います。	**⑴　迅速かつ的確な組織運営** ・理事会や経営会議を中心とした迅速かつ的確な組織運営の推進
⑵　業務改善に取り組む風土づくり 経営状況や業務運営上の課題等について，常に問題意識を持ち，その改善に取り組もうとする組織風土を醸成します。	**⑵　業務改善に取り組む風土づくり** ・事務処理の効率化を図るため庶務事務システムの機能強化 ・組織の再編の実施（組織改正、法人採用職員への移行）
⑶　ＤＸを活用した病院運営の効率化等 ＡＩ（人工知能）による分析やＩＣＴを利用した遠隔診療，ＲＰＡ（ロボットによる業務自動化）を活用した業務の効率化など医療分野におけるＤＸ（デジタル・トランスフォーメーション）について調査・研究し，ＤＸを活用した病院運営や地域医療支援の効率化に取り組みます。	**⑶　ＤＸを活用した病院運営の効率化等** ・スマートデバイス、ＲＰＡ等を活用した業務効率化や業務改善の推進 ・電子カルテ・部門システムの４病院統合に向けた整備計画の検討 ・ＡＩを活用した画像診断の実施（広島市民病院、安佐市民病院） ・病院内 Wi-Fi 環境の整備（広島市民病院、舟入市民病院、リハビリテーション病院）
２　人材の確保，育成 **⑴　病院を取り巻く環境変化に迅速，柔軟に対応した人材確保** 収支への影響も踏まえながら，病院を取り巻く環境変化に迅速，柔軟に対応した人材確保に努めます。	**２　人材の確保、育成** **⑴　病院を取り巻く環境変化に迅速、柔軟に対応した人材の確保**
ア　診療体制の充実 業務の量や質に応じた適切な人員配置を行い，診療・看護体制の充実や医療スタッフの負担軽減を図ります。	**ア　診療体制の充実** ・診療体制を強化するための医療スタッフの再編 ・業務の実状に即した機動的な人員配置（職員の随時募集の実施等）
イ　多様な採用方法と雇用形態の活用 新規採用や実務経験者採用の実施，退職者の再雇用の活用などにより，迅速，柔軟な人材確保を進めます。	**イ　多様な採用方法と雇用形態の活用** ・実務経験者採用試験の実施など迅速・柔軟な人材確保 ・看護師の変則２交代制度の推進 ・定年延長・再雇用看護師等が活躍できる職場環境の確保

第３期中期計画	年度計画（令和７年度）
ウ　医師確保の推進 臨床研修プログラムや専門医制度に対応し，知識の習得や技術の向上を図る指導体制の充実，整備等に取り組みます。	**ウ　医師確保の推進** ・臨床研修病院としての研修プログラムの充実等による臨床研修医の確保 ・専門医制度に基づく専攻医の確保
エ　看護師等の確保の推進 広島市立看護専門学校等の看護師養成施設との連携等の在り方を検討するとともに，推薦試験の実施などにより，優れた看護師の確保に取り組みます。また，看護補助者等の確保にも取り組みます。	**エ　看護師等の確保の推進** ・ガイダンス等へ積極的に参加するとともに、看護師養成機関への働きかけの強化など受験者増につながる取組の推進 ・特別試験（学校推薦や経験者採用）の実施 ・病院が実施するインターンシップや各病院のホームページからの新人教育の広報を支援 ・看護部門年報のホームページ掲載 ・看護師の魅力を伝える小学校、中学校及び高校等への訪問（広島市民病院、安佐市民病院） ・ふれあい看護体験・進路相談会の実施 ・ふれあい看護補助者体験の実施（広島市民病院） ・ＳＮＳを利用した病院の魅力発信の推進
オ　看護師等の安定的な職場定着の推進 看護師，看護補助者等の職場への定着を図るため，意欲的に働くことができる働きやすい職場環境づくり，指導体制や教育の充実に取り組みます。	**オ　看護師等の安定的な職場定着の推進** ・看護師等の負担軽減を図る看護補助者の配置 ・病院間の連携を図り、より良い指導体制の検討と支援 ・看護師の能力向上のため教育指導を行う職員の育成 ・メンタルヘルスサポートシステムの運用 ・メンタルヘルスサポートのための研修実施 ・看護提供方式（ＰＮＳ）の適正化 ・看護補助者への教育研修の実施 ・看護師の離職防止や業務の負担軽減に繋がる取組強化（安佐市民病院）
カ　病院間の人事交流の推進 各病院が必要とする人材を市立病院全体で確保・育成するため，病院間の人事交流を推進します。	**カ　病院間の人事交流の推進** ・人事交流の推進
⑵　事務職員の専門性の向上 **法人職員の計画的な採用と育成** 広島市からの派遣職員の枠を法人採用職員の枠に段階的に切り替え，病院経営，医療事務及び医療情報に係る専門知識を有する職員の確保を図ります。また，事務職員の専門性を向上するため，広島市への職員派遣や研修の充実を図るとともに，管理監督職員のマネジメント力の向上に努めます。	**⑵　事務職員の専門性の向上** **法人職員の計画的な採用と育成** ・法人採用職員の計画的な採用 ・医事・情報部門の専門知識や経験を有する職員の確保及び育成 ・法人内の研修の実施などによる事務職員の専門性の向上 ・管理監督職員を対象とした研修の実施
⑶　研修の充実 **ア　多様な研修機会の提供と参加しやすい環境づくり**	**⑶　研修の充実** **ア　多様な研修機会の提供と参加しやすい環境づくり**

第３期中期計画	年度計画（令和７年度）
院内研修の充実，各種学会・研修会への参加の促進，専門資格取得のための研修など，多様な研修機会の提供と参加しやすく，かつその後のキャリア形成につながる環境づくりに取り組みます。	・院内研修の充実 ・院外の学会・研修会等への参加機会の確保 ・法人内の合同研修会の開催 ・専門資格取得のための教育研修参加の支援
イ　看護師に対する指導・研修の充実 ・専任の教育担当看護師による新規採用の看護師への指導や研修の充実を図ります。 ・特定行為研修の受講を推進し，その技能を活用できる環境づくりに取り組みます。	**イ　看護師等に対する指導・研修の充実** ・教育担当看護師による指導の実施 ・研修プログラムの充実 ・Ｗｅｂ研修の実施 ・教育担当看護師、新人看護師をサポートする先輩看護師の育成研修 ・ＩＶナース院内認定研修企画指導者の育成（広島市民病院、安佐市民病院） ・看護師の復職支援研修の開催 ・マネジメントラダーの見直し ・職員の他職場体験の実施（広島市民病院） ・訪問看護ステーションとの相互交流研修の実施（広島市民病院）
３　弾力的な予算の執行，組織の見直し 地方独立行政法人制度の利点を十分に生かし，引き続き，病院実態に即した弾力的な予算執行，組織や人員配置の見直しを行い，効果的かつ効率的な業務運営を行います。	**３　弾力的な予算の執行、組織の見直し** ・病院実態に即した弾力的な予算の執行 ・組織、人員配置の見直しによる効果的かつ効率的な業務運営体制の確保
４　意欲的に働くことのできる，働きやすい職場環境づくり **⑴　病院の実態に即した人事・給与制度の構築** 病院職員が意欲的に働くことができるよう，法人の経営状況を踏まえつつ，職員の勤務実態や能力，業績等が適正に評価される人事・給与制度を構築します。	**４　意欲的に働くことのできる、働きやすい職場環境づくり** ⑴　病院の実態に即した人事・給与制度の構築 ・勤務実態に応じた手当の見直し ・給与制度に反映できる医師等の人事評価制度の構築検討 ・定年延長制度の運用
⑵　適切な役割分担と業務の負担軽減 医療クラークや看護補助者等，医療スタッフが行う業務を補助する職員の確保や民間事業者の活用などにより，医療スタッフの負担軽減を図ります。	**⑵　適切な役割分担と業務の負担軽減** ・医療スタッフが行う業務を補助する職員の配置 ・外来業務の実施体制の見直し検討（安佐市民病院）
⑶　ワーク・ライフ・バランスの推進 ワーク・ライフ・バランスの実現に向け，院内保育の充実や長時間労働の是正に向けた取組，インターバル制度の導入などを推進するとともに，育児・介護等の支援制度を利用促進し，職員が働きやすい職場環境を整備します。	**⑶　ワーク・ライフ・バランスの推進** **ア　育児・介護と仕事との両立の支援** ・育児短時間勤務制度の維持 ・院内保育等の実施 ・育児・介護休暇等の利用促進 ・女性医療従事者が勤務しやすい多様な勤務体系の構築に向けた検討（安佐市民病院） **イ　長時間労働の是正** ・長時間労働の是正のための取組推進 ・職員への意識啓発の取組 ・勤務間インターバル（終業から翌日の始業までの一定の休息時間）の徹底

第３期中期計画	年度計画（令和７年度）
	ウ　年次有給休暇の取得促進 ・取得義務日数達成のための取組推進
⑷　メンタルヘルス対策の実施 職員の心の健康対策として，ハラスメント等による健康被害の防止のための教育・研修の実施，相談体制の充実，職場復帰支援等を推進します。	**⑷　メンタルヘルス対策の実施** ・職員への意識啓発の取組 ・ハラスメントに係る相談体制の充実及び対策強化 ・職場復帰の支援等 ・ストレスチェックの実施及び結果に基づいた対応
⑸　医師等の働き方改革の推進 国の働き方改革を踏まえ，医師から他職種へのタスク・シフト／シェアの推進やインターバル制度の導入等による医師の就労環境の改善，その他の医療従事者の業務の負担軽減に取り組みます。併せて，医師の定数管理や労働時間管理の適正化についても取り組みます。	**⑸　医師等の働き方改革の推進** ・医療クラークの適正配置 ・多職種間のタスク・シフト／シェアの推進 ・勤務間インターバル及び代償休息の確保の徹底 ・医師の適正な定数管理 ・適正な労働時間管理 ・宿日直体制の適正な運用管理 ・救急診療に関わる医師の支援・体制の実施検討（安佐市民病院）
５　外部評価等の活用 会計監査人等の意見を踏まえ，対応を速やかに検討し，必要な業務運営の改善に取り組みます。また，病院運営の透明性を高めるため，その結果や対応について，ホームページ等を活用して積極的に公開します。	**５　外部評価等の活用** ・監査等の結果を踏まえた業務運営の改善及びその公表

第３期中期計画

第４　財務内容の改善に関する目標を達成するためとるべき措置

経営の安定化の推進

⑴　中期目標期間中の経常収支の黒字化

公共性の高い医療を提供するために必要な広島市からの運営費負担金の交付の下，中期目標期間中の経常収支の黒字化により，財務基盤の安定化を図ります。

【目標値】　（単位：％）

区　分	令和２年度 実績 （元年度）	令和７年度 目標値
経常収支比率	１０３．２ (99.7)	１００．６

※経常収支比率＝（経常収益／経常費用）×100

【目標値】経常収支比率　（単位：％）

区　分	令和２年度 実績 （元年度）	令和７年度 目標値
広島市民病院	１０１．９ (99.6)	１０１．８
安佐市民病院	１０６．７ (101.8)	１０１．２
舟入市民病院	１１５．２ (104.0)	１０２．４
リハビリテーション病院	９８．４ (97.2)	９８．６

【目標値】医業収支比率　（単位：％）

区　分	令和２年度 実績 （元年度）	令和７年度 目標値
広島市民病院	９２．７ (94.5)	９７．４
安佐市民病院	９３．２ (97.3)	９１．６
舟入市民病院	５２．１ (71.8)	７３．８
リハビリテーション病院	７１．３ (75.4)	７４．６

※医業収支比率＝(医業収益／医業費用)×100

⑵　診療科別・部門別の収支状況の把握と迅速な対応

各病院の診療科別，部門別の収支状況を常時把握，分析し，迅速に対応策を検討，実施します。

年度計画（令和７年度）

第３　財務内容の改善に関する目標を達成するためとるべき措置

経営の安定化の推進

⑴　中期目標期間中の経常収支の黒字化

【目標値】　（単位：％）

区　分	令和７年度 目標値
経常収支比率	９２．９

※経常収支比率＝（経常収益／経常費用）×100

【目標値】経常収支比率（単位：％）

区　分	令和７年度 目標値
広島市民病院	９４．２
安佐市民病院	９４．０
舟入市民病院	９２．８
リハビリテーション病院	９０．９

【目標値】医業収支比率（単位：％）

区　分	令和７年度 目標値
広島市民病院	９０．０
安佐市民病院	８５．４
舟入市民病院	６６．８
リハビリテーション病院	６９．９

※医業収支比率＝(医業収益／医業費用)×100

⑵　診療科別・部門別の収支状況の把握と迅速な対応

・各病院の診療科別、部門別収支状況を把握・分析し、迅速な対応策を検討・実施

第３期中期計画

⑶ 経費の削減

・各病院で使用する医薬品や診療材料の品目の共通化を進め，共同購入の拡大等に取り組みます。

・診療経費の節減や患者負担の軽減の観点から，後発医薬品の使用拡大に取り組みます。

【目標値】後発医薬品数量シェア

（単位：％）

区　分	令和２年度 実績 （元年度）	令和７年度 目標値
広島市民病院	７７．６ (75.6)	８０．０
安佐市民病院	９０．８ (90.9)	９１．０
舟入市民病院	６３．６ (76.1)	８０．０

※数量シェア＝（後発医薬品の数量／（後発医薬品のある先発医薬品の数量＋後発医薬品の数量））×100

【目標値】後発医薬品採用品目比率

（単位：％）

区　分	令和２年度 実績 （元年度）	令和７年度 目標値
リハビリテーション病院	３２．５ (32.7)	３３．０

※採用品目比率＝（後発医薬品採用品目数／医薬品採用品目総数）×100

・医療の質の向上，医療安全の確保，患者サービスの向上などに十分に配慮した上で，職員の適正配置，長時間労働の是正などに努め，適正な人件費の維持に努めます。

【目標値】　（単位：％）

区　分	令和２年度 実績 （元年度）	令和７年度 目標値
給与費対医業収益等比率	５５．１ (52.2)	５０．９

※給与費対医業収益等比率＝（給与費／（医業収益＋営業収益運営費負担金・交付金（企業債元金償還分を除く）））×100

年度計画（令和７年度）

⑶ 経費の削減

・複数年契約の推進

・価格交渉落札方式による調達推進

・ＳＰＤと連携した診療科別診療材料の共通化と購入品目数の削減

・政府調達で購入する医療機器の複合契約（保守業務との）推進及び共同購入の推進

・契約課と薬剤部共同による医薬品の年間を通じた価格交渉の実施

・後発医薬品の採用品目の共通化

・後発医薬品の使用量増加の推進

【目標値】後発医薬品数量シェア

（単位：％）

区　分	令和７年度 目標値
広島市民病院	８０．０
安佐市民病院	９１．０
舟入市民病院	８０．０

※数量シェア＝（後発医薬品の数量／（後発医薬品のある先発医薬品の数量＋後発医薬品の数量））×100

【目標値】後発医薬品採用品目比率

（単位：％）

区　分	令和７年度 目標値
リハビリテーション病院	３３．０

※採用品目比率＝（後発医薬品採用品目数／医薬品採用品目総数）×100

・職員の適正配置、長時間労働の是正等による適正な人件費の維持

【目標値】　（単位：％）

区　分	令和７年度 目標値
給与費対医業収益等比率	５４．７

※給与費対医業収益等比率＝（給与費／（医業収益＋営業収益運営費負担金・交付金（企業債元金償還分を除く）））×100

・設備改修に係るＰＦＩ事業（ＥＳＣＯ事業）の導入

第３期中期計画

⑷ 収入の確保

・今後の疾病動向や診療報酬改定等の情報収集，分析を行い，それらに迅速かつ的確に対応した病院経営を行います。
・効果的な経営戦略を企画立案し，経営改善に取り組みます。
・各病院間や各病院と地域の医療機関との役割分担と連携の下，適正な在院日数や病床管理による病床利用率の向上に取り組み，診療報酬収入の確保に努めます。

【目標値】病床利用率　（単位：％）

区　分	令和２年度 実績 （元年度）	令和７年度 目標値
広島市民病院 （一般病床）	８５．９ (95.2)	９０．０
安佐市民病院 （一般病床）	７２．７ (87.7)	９５．０
舟入市民病院 （内科，外科）	５１．０ (73.4)	８５．０
リハビリテーション病院	８９．４ (95.3)	９５．３

※１病床利用率＝（入院延べ患者数／診療日数）÷病床数
※２入院延べ患者数は退院日を含む。

・診療報酬制度等に基づく適正な診療，事務処理を徹底し，請求漏れの解消，査定減（診療報酬を支払基金等に請求した際の減額）の縮減を図ります。
・収入の確保及び公平性の観点から，医療費個人負担分に係る未収金の発生防止に取り組むとともに，回収困難な事案については弁護士法人への回収委託等を行うなど，発生した未収金の早期回収に取り組みます。

【目標値】医療費個人負担分の収納率
（単位：％）

区　分	令和２年度 実績 （元年度）	令和７年度 目標値
広島市民病院	９５．６ (95.5)	９７．０
安佐市民病院	９８．４ (98.0)	９８．４
舟入市民病院	８８．８ (95.8)	９５．８
リハビリテーション病院	９７．４ (97.4)	９９．０

※現年分収納率と滞納繰越分収納率とを合わせた収納率

年度計画（令和７年度）

⑷ 収入の確保

・疾病動向の変化や診療報酬改定への対応
・適正な在院日数や病床管理による診療報酬収入の確保
・診療報酬請求内容の精度調査による算定漏れの防止

【目標値】病床利用率（単位：％）

区　分	令和７年度 目標値
広島市民病院 （一般病床）	８６．３
安佐市民病院 （一般病床）	９０．１
舟入市民病院 （内科、外科）	７６．８
リハビリテーション病院	９６．５

※病床利用率＝（入院延べ患者数／診療日数）÷病床数
※入院延べ患者数は退院日を含む。

・診療報酬制度に基づく適正な診療及び事務処理の徹底
・保険者による医療費の査定金額の縮減
・医療費個人負担分に係る未収金の発生防止及び早期回収
・回収困難な事案について弁護士法人への回収委託

【目標値】医療費個人負担分の収納率
（単位：％）

区　分	令和７年度 目標値
広島市民病院	９７．０
安佐市民病院	９８．４
舟入市民病院	９５．８
リハビリテーション病院	９９．０

※現年分収納率と滞納繰越分収納率とを合わせた収納率

第３期中期計画

第５　その他業務運営に関する重要事項を達成するためとるべき措置

広域的な医療提供体制に係る調査・研究

持続可能で質の高い医療提供体制の構築を図るため，広島二次保健医療圏域内の関係医療機関との連携を図るとともに，地域医療連携推進法人制度について調査・研究を行います。

第６　予算（人件費の見積りを含む。），収支計画及び資金計画

１　予算（令和４年度から令和７年度まで）

（単位：百万円）

区　分	金　額
収入	
営業収益	248,610
医業収益	228,865
運営費負担金・運営費交付金収益	18,722
補助金等収益	627
自立訓練施設収益	395
その他営業収益	0
営業外収益	3,151
運営費負担金収益	763
その他営業外収益	2,388
臨時利益	0
資本収入	17,082
長期借入金	12,611
補助金等収入	105
その他資本収入	4,366
その他収入	0
計	268,842
支出	
営業費用	229,962
医業費用	226,719
給与費	118,292
材料費	76,284
経費	31,463
研究研修費	679
自立訓練施設費	1,072
給与費	798
材料費	0
経費	273
研究研修費	1
一般管理費	2,171
給与費	1,532
経費	638
研究研修費	0
営業外費用	2,744
臨時損失	0
資本支出	40,523
建設改良費	23,634

年度計画（令和７年度）

第４　その他業務運営に関する重要事項を達成するためとるべき措置

広域的な医療提供体制に係る調査・研究

・地域医療連携推進法人に係る先進事例の調査・研究

第５　予算（人件費の見積りを含む。）、収支計画及び資金計画

１　予算（令和７年度）

（単位：百万円）

区　分	金　額
収入	
営業収益	67,336
医業収益	61,875
運営費負担金・運営費交付金収益	5,192
補助金等収益	159
自立訓練施設収益	110
その他営業収益	0
営業外収益	859
運営費負担金収益	161
その他営業外収益	698
臨時利益	0
資本収入	1,601
長期借入金	1,460
補助金等収入	0
その他資本収入	141
その他収入	0
計	69,796
支出	
営業費用	67,276
医業費用	66,158
給与費	33,831
材料費	22,839
経費	9,305
研究研修費	183
自立訓練施設費	323
給与費	242
材料費	0
経費	81
研究研修費	0
一般管理費	795
給与費	541
経費	254
研究研修費	0
営業外費用	569
臨時損失	0
資本支出	7,583
建設改良費	2,672

第３期中期計画		年度計画（令和７年度）	
投資	0	投資	0
償還金	16,334	償還金	4,757
その他支出	555	その他支出	154
計	273,229	計	75,428

（注１）　計数は原則としてそれぞれの表示単位未満を四捨五入しているため，合計で一致しないものがある。

（注２）　期間中の物価の変動は考慮していない。

（注１）　計数は原則としてそれぞれの表示単位未満を四捨五入しているため、合計で一致しないものがある。

（注２）　期間中の物価の変動は考慮していない。

〔人件費の見積り〕

期間中の総額として，１，２０６億２，２００万円を見込む。この金額は，役員報酬及び職員基本給，諸手当，退職手当等給与費の合計である。

〔人件費の見積り〕

期間中の総額として、３４６億１，４００万円を見込む。この金額は、役員報酬及び職員基本給、諸手当、退職手当等給与費の合計である。

〔運営費負担金・運営費交付金の繰出基準等〕

救急医療，小児医療，リハビリテーション医療など法人の経営努力だけでは維持することが困難な公共性の高い医療に係る経費に対する運営費負担金については，毎年度総務省が発出する通知「地方公営企業繰出金について」に準じた考え方により算出する。

建設改良費及び長期借入金等元金償還金に充当される運営費負担金については，経常費助成のための運営費負担金とする。

舟入市民病院の職員の退職手当に対する運営費交付金については，地方公営企業法の全部適用以前の在職年数に応じて按分して算出する。

〔運営費負担金・運営費交付金の繰出基準等〕

救急医療、小児医療、リハビリテーション医療など法人の経営努力だけでは維持することが困難な公共性の高い医療に係る経費に対する運営費負担金については、毎年度総務省が発出する通知「地方公営企業繰出金について」に準じた考え方により算出する。

建設改良費及び長期借入金等元金償還金に充当される運営費負担金については、経常費助成のための運営費負担金とする。

舟入市民病院の職員の退職手当に対する運営費交付金については、地方公営企業法の全部適用以前の在職年数に応じて按分して算出する。

２　収支計画（令和４年度から令和７年度まで）

（単位：百万円）

区　分	金　額
収益の部	251,896
営業収益	248,746
医業収益	228,865
運営費負担金・運営費交付金収益	18,722
補助金等収益	627
資産見返運営費負担金等戻入	136
自立訓練施設収益	395
その他営業収益	0
営業外収益	3,151
運営費負担金収益	763
その他営業外収益	2,388
臨時利益	0
費用の部	253,635
営業費用	250,892
医業費用	247,572
給与費	119,521
材料費	76,284
経費	32,593
減価償却費	17,969

２　収支計画（令和７年度）

（単位：百万円）

区　分	金　額
収益の部	68,327
営業収益	67,468
医業収益	61,875
運営費負担金・運営費交付金収益	5,192
補助金等収益	159
資産見返運営費負担金等戻入	132
自立訓練施設収益	110
その他営業収益	0
営業外収益	859
運営費負担金収益	161
その他営業外収益	698
臨時利益	0
費用の部	73,573
営業費用	73,004
医業費用	71,848
給与費	34,610
材料費	22,839
経費	9,573
減価償却費	4,580

第３期中期計画		年度計画（令和７年度）	
資産減耗費	526	資産減耗費	63
研究研修費	679	研究研修費	183
自立訓練施設費	1,108	自立訓練施設費	336
給与費	830	給与費	254
材料費	0	材料費	0
経費	273	経費	81
減価償却費	4	減価償却費	1
研究研修費	1	研究研修費	0
一般管理費	2,212	一般管理費	820
給与費	1,573	給与費	564
経費	638	経費	254
減価償却費	0	減価償却費	2
研究研修費	0	研究研修費	0
営業外費用	2,744	営業外費用	569
臨時損失	0	臨時損失	0
経常損失	▲1,739	経常損失	▲5,246
純損失	▲1,739	純損失	▲5,246
目的積立金取崩額	0	目的積立金取崩額	0
総損失	▲1,739	総損失	▲5,246

（注）　計数は原則としてそれぞれの表示単位未満を四捨五入しているため，合計で一致しないものがある。

（注）　計数は原則としてそれぞれの表示単位未満を四捨五入しているため、合計で一致しないものがある。

３　資金計画（令和４年度から令和７年度まで）

（単位：百万円）

区　分	金　額
資金収入	283,826
業務活動による収入	251,761
診療業務による収入	228,865
運営費負担金・運営費交付金による収入	19,485
その他の業務活動による収入	3,410
投資活動による収入	2,999
運営費負担金による収入	2,893
その他の投資活動による収入	106
財務活動による収入	14,083
長期借入れによる収入	12,611
その他の財務活動による収入	1,472
前事業年度からの繰越金	14,984
資金支出	283,826
業務活動による支出	232,706
給与費支出	120,623
材料費支出	76,284
その他の業務活動による支出	35,799
投資活動による支出	23,637
有形固定資産の取得による支出	23,634
その他の投資活動による	3

３　資金計画（令和７年度）

（単位：百万円）

区　分	金　額
資金収入	79,600
業務活動による収入	68,196
診療業務による収入	61,875
運営費負担金・運営費交付金による収入	5,353
その他の業務活動による収入	968
投資活動による収入	141
運営費負担金による収入	141
その他の投資活動による収入	0
財務活動による収入	1,460
長期借入れによる収入	1,460
その他の財務活動による収入	0
前事業年度からの繰越金	9,803
資金支出	79,600
業務活動による支出	67,845
給与費支出	34,614
材料費支出	22,839
その他の業務活動による支出	10,392
投資活動による支出	2,673
有形固定資産の取得による支出	2,672
その他の投資活動による	1

第３期中期計画	年度計画（令和７年度）
支出 財務活動による支出　16,886 長期借入金の返済による支出　10,645 移行前地方債償還債務の償還による支出　5,689 その他の財務活動による支出　552 次期中期目標の期間への繰越金　10,597 （注）　計数は原則としてそれぞれの表示単位未満を四捨五入しているため，合計で一致しないものがある。	支出 財務活動による支出　4,910 長期借入金の返済による支出　3,328 移行前地方債償還債務の償還による支出　1,429 その他の財務活動による支出　153 翌事業年度への繰越金　4,172 （注）　計数は原則としてそれぞれの表示単位未満を四捨五入しているため，合計で一致しないものがある。
第７　短期借入金の限度額 **１　限度額** ５０億円 **２　想定される短期借入金の発生事由** ⑴　賞与の支給等による一時的な資金不足への対応 ⑵　予定外の退職者の発生に伴う退職手当の支給等，偶発的な出費への対応	
第８　出資等に係る不要財産又は出資等に係る不要財産となることが見込まれる財産がある場合には，当該財産の処分に関する計画 広島市と協議の上，建替え前の安佐市民病院の土地等について，不要財産となる部分を令和４年度以降に広島市に納付する。	
第９　第８に定める財産以外の重要な財産を譲渡し，又は担保に供しようとするときは，その計画 なし。	
第 10　剰余金の使途 決算において剰余金を生じた場合は，病院施設の整備，医療機器の購入，人材育成及び能力開発のための研修や教育などに充てます。	**第６　剰余金の使途** 決算において剰余金を生じた場合は、病院施設の整備、医療機器の購入、人材育成及び能力開発のための研修や教育などに充てます。
第 11　料金に関する事項 **１　料金** 病院等の使用料及び手数料の額は，健康保険法（大正１１年法律第７０号）第７６条第２項，第８５条第２項若しくは第８５条の２第２項，高齢者の医療の確保に関する法律（昭和５７年法律第８０号）第７１条第１項，第７４条第２項若しく	

第３期中期計画	年度計画（令和７年度）
は第７５条第２項又は介護保険法（平成９年法律第１２３号）第４１条第４項第１号若しくは第５３条第２項第１号の費用の算定の例により算定した額。ただし，次に掲げるものについては，それぞれに定める額。 ⑴　使用料 ア　特別病室差額使用料　別表第１の⑴及び⑵に定める額 イ　非紹介患者加算初診料（他の病院又は診療所からの文書による紹介がない場合の初診（緊急その他やむを得ない事情又は正当な理由があると理事長が認める場合の初診並びに舟入市民病院及びリハビリテーション病院における初診を除く。）に対する加算初診料をいう。） (ｱ)　医科　７，７００円（消費税法（昭和６３年法律第１０８号）別表第１第８号に規定する助産に係る資産の譲渡等（以下⑴において「助産に係る資産の譲渡等」という。）に該当する場合にあっては，７，０００円） (ｲ)　歯科　５，５００円（助産に係る資産の譲渡等に該当する場合にあっては，５，０００円） ウ　再診患者加算料（他の病院（許可病床の数が２００未満であるものに限る。）又は診療所に対して文書による紹介を行う旨の申出を行ったにもかかわらず，当該病院又は診療所における当該申出に係る受診をしないで受けた再診（緊急その他やむを得ない事情又は正当な理由があると理事長が認める場合の再診並びに舟入市民病院及びリハビリテーション病院における再診を除く。）に対する加算料をいう。） (ｱ)　医科　３，３００円（助産に係る資産の譲渡等に該当する場合にあっては，３，０００円） (ｲ)　歯科　２，０９０円（助産に係る資産の譲渡等に該当する場合にあっては，１，９００円） エ　新生児室使用料　１日につき　２，４００円 オ　分べん料　１件につき　別表第２に定める額 カ　セカンドオピニオン料（他の病院若しくは診療所において診療を受けている者又はその家族等が，当該他の病院又は診療所における診断等について意見を聴くための相談に係る使用料をいう。）　１件につき　相談時間が３０分までは１１，０００円，３０分を超える場合は１１，０００円に３０分を超える部分につき３０分までごとに３，７６０円を加算した額	

第３期中期計画	年度計画（令和７年度）
キ　自立訓練施設の使用料及び医療型短期入所サービス費　障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成１７年法律第１２３号）第２９条第１項に規定する指定障害福祉サービスに要した費用の額 ク　駐車料金　１台につき　別表第３の⑴及び⑵に定める額 ⑵　手数料 ア　普通診断書料　１通につき　１，３５０円 イ　特別診断書料　１通につき　別表第４に定める額 ウ　証明書料　１通につき　３７０円 **２　前記１にかかわらず，健康保険法第７６条第３項に規定する契約その他これに類する契約を締結し，又は法人，団体等から委託を受け，診療，検査その他の業務を行う場合の使用料及び手数料の額は，次のとおりとします。** ⑴　公害健康被害の補償等に関する法律（昭和４８年法律第１１１号）の規定による療養の給付の対象となる診療（後記⑶の療養を除く。）については，公害健康被害の補償等に関する法律の規定による診療報酬の額の算定方法（平成４年環境庁告示第４０号）に基づいて算定した額 ⑵　自動車損害賠償保障法（昭和３０年法律第９７号。以下「自賠法」という。）の規定による損害賠償の対象となる診療（後記⑶の療養を除く。）については，診療報酬の算定方法（平成２０年厚生労働省告示第５９号。以下「算定方法」という。）に基づいて算定した額又は入院時食事療養費に係る食事療養及び入院時生活療養費に係る生活療養の費用の額の算定に関する基準（平成１８年厚生労働省告示第９９号。以下「算定基準」という。）に基づいて算定した額に１．５を乗じて得た額 ⑶　厚生労働大臣の定める評価療養，患者申出療養及び選定療養（平成１８年厚生労働省告示第４９５号）第２条第７号に掲げる療養については，次に掲げる額を合計した額 ア　保険外併用療養費に係る療養についての費用の額の算定方法（平成１８年厚生労働省告示第４９６号）に基づいて算定した額（自賠法の規定による損害賠償の対象となる診療にあっては，それぞれ算定した額に１．５を乗じて得た額） イ　保険外併用療養費に係る厚生労働大臣が定める医薬品等（平成１８年厚生労働省告示第４９８号）第１０号に規定する点数に１００分の１５を乗じて得た点数（その点数に１点未満の端数があるときは，これを四捨五入し	

第３期中期計画	年度計画（令和７年度）

て得た点数）に，１点につき１０円（自賠法の規定による損害賠償の対象となる診療にあっては，１５円）を乗じて得た額に１００分の１１０を乗じて得た額（その額に１円未満の端数があるときは，その端数金額を切り捨てた額）

⑷　人間ドック料
ア　外来ドック（子宮がん検査なし）　１回につき　３９，５００円
イ　外来ドック（子宮がん検査あり）　１回につき　４３，５００円

⑸　避妊リング挿入料　１回につき　２７，８００円

⑹　避妊リング除去料　１回につき　１１，１００円

⑺　人工授精料　　１回につき　９，９００円

⑻　新生児介補料　１日につき　３，８１０円

⑼　前記⑴から⑻まで以外のもの
　算定方法若しくは算定基準に準じて算定した額又は実費を基準にして定めた額

３　料金の減免

理事長は，特別の理由があると認めるときは，使用料及び手数料の全部又は一部を減免することができます。

別表第１（特別病室差額使用料関係）

⑴　令和４年４月１日から同年４月３０日まで

区　分			単位	金　額	
				一　般	妊産婦
広島市民病院	東棟	特室１	1日につき	20,400 円	18,610 円
		特室２	1日につき	18,800 円	17,130 円
		特室３	1日につき	11,800 円	10,740 円
		特室４	1日につき	9,700 円	8,890 円
		特室５	1日につき	7,900 円	7,220 円
		特室６	1日につき	5,700 円	5,190 円
	西棟	特室１	1日につき	19,500 円	17,780 円
		特室２	1日につき	8,800 円	8,060 円
	中央棟	特室１	1日につき	16,800 円	15,280 円
		特室２	1日につき	13,100 円	11,940 円
		特室３	1日につき	7,600 円	6,940 円
安佐市民病		特室１	1日につき	13,600 円	12,460 円

第３期中期計画	年度計画（令和７年度）

院	特室２	1日につき	12,100 円	10,970 円
	特室３	1日につき	11,200 円	10,200 円
	特室４	1日につき	8,700 円	7,960 円
	特室５	1日につき	5,600 円	5,110 円
	特室６	1日につき	4,780 円	4,350 円
	特室７	1日につき	3,970 円	3,610 円
	特室８	1日につき	1,350 円	1,166 円
舟入市民病院	特室１	1日につき	6,600 円	－
	特室２	1日につき	5,600 円	－
	特室３	1日につき	4,880 円	－
	特室４	1日につき	4,580 円	－
リハビリテーション病院	特室１	1日につき	4,480 円	－
	特室２	1日につき	11,600 円	－

⑵　令和４年５月１日以後

区　分			単位	金　額	
				一　般	妊産婦
広島市民病院	東棟	特室１	1日につき	20,400 円	18,610 円
		特室２	1日につき	18,800 円	17,130 円
		特室３	1日につき	11,800 円	10,740 円
		特室４	1日につき	9,700 円	8,890 円
		特室５	1日につき	7,900 円	7,220 円
		特室６	1日につき	5,700 円	5,190 円
	西棟	特室１	1日につき	19,500 円	17,780 円
		特室２	1日につき	8,800 円	8,060 円
	中央棟	特室１	1日につき	16,800 円	15,280 円
		特室２	1日につき	13,100 円	11,940 円
		特室３	1日につき	7,600 円	6,940 円
安佐市民病院		特室１	1日につき	12,600 円	11,460 円
		特室２	1日につき	7,900 円	7,190 円
		特室３	1日につき	6,300 円	5,730 円
舟入市民病院		特室１	1日につき	6,600 円	－
		特室２	1日につき	5,600 円	－
		特室３	1日につき	4,880 円	－
		特室４	1日につき	4,580 円	－
リハビリテーション病院		特室１	1日につき	4,480 円	－
		特室２	1日につき	11,600 円	－

別表第２（分べん料関係）

区　分	単位	金　額

第３期中期計画				年度計画（令和７年度）
広島市民病院	時間内	1件につき	162,000 円	
	時間外（休日・深夜を除く。）		195,000 円	
	休日・深夜		227,000 円	
安佐市民病院	時間内		115,000 円	
	時間外（休日・深夜を除く。）		138,000 円	
	休日・深夜		161,000 円	

（注１）　分べん料は，出生した時間の属する時間区分の金額を適用する。

（注２）　この表において，「休日」とは日曜日，土曜日，国民の祝日に関する法律（昭和２３年法律第１７８号）に規定する休日並びに１月２日，１月３日，８月６日及び１２月２９日から１２月３１日までをいい，「深夜」とは午後１０時から翌日の午前６時までの間をいい，「時間内」とは午前８時３０分から午後５時までの間をいい，「時間外」とは時間内，休日及び深夜の時間帯以外の間をいう。

別表第３（駐車料金関係）

⑴　令和４年４月１日から同年６月３０日まで

区　分		金　額
病院の受診者（入院患者を除く。）若しくは自立訓練施設を通所して使用する者又はこれらの者の付添人	広島市民病院	６０分を超える場合は，入構後２４時間まで３００円
	安佐市民病院	無料
	舟入市民病院	無料
	リハビリテーション病院・自立訓練施設	無料
見舞いに来た者等	広島市民病院	３０分を超える場合は，３０分を超える部分につき，３０分までごとに２１０円
	安佐市民病院	３０分を超える場合は，３０分を超える部分につき，３０分までごとに１００円
	舟入市民病院	３０分を超える場合

第３期中期計画			年度計画（令和７年度）
		は，３０分を超える部分につき，３０分までごとに１５０円	
	リハビリテーション病院・自立訓練施設	３０分を超える場合は，３０分を超える部分につき，３０分までごとに５０円	
その他の者	広島市民病院	３０分までごとに２１０円	
	安佐市民病院	３０分までごとに１００円	
	舟入市民病院	３０分までごとに１５０円	
	リハビリテーション病院・自立訓練施設	３０分までごとに５０円	

（注）　この表において，「見舞いに来た者等」とは，病院の入院患者又は自立訓練施設の入所者を見舞いに来た者及び当該入院患者の入退院時又は当該入所者の入退所時の付添人をいう。

⑵　令和４年７月１日以後

区　分		金　額
病院の受診者（入院患者を除く。）若しくは自立訓練施設を通所して使用する者又はこれらの者の付添人	広島市民病院	６０分を超える場合は，入構後２４時間まで３００円
	安佐市民病院	無料
	舟入市民病院	無料
	リハビリテーション病院・自立訓練施設	無料
見舞いに来た者等	広島市民病院	３０分を超える場合は，３０分を超える部分につき，３０分までごとに３００円
	安佐市民病院	３０分を超える場合は，３０分を超える部分につき，３０分までごとに１００円
	舟入市民病院	３０分を超える場合は，３０分を超える部分につき，３０分までごとに１５０円
	リハビリテーション病院・自立訓練施設	３０分を超える場合は，３０分を超える部分につき，３０分までごとに５０円
その他の者	広島市民病院	３０分までごとに３００円

第３期中期計画	年度計画（令和７年度）

	安佐市民病院	３０分までごとに１００円
	舟入市民病院	３０分までごとに１５０円
	リハビリテーション病院・自立訓練施設	３０分までごとに５０円

（注）　この表において，「見舞いに来た者等」とは，病院の入院患者又は自立訓練施設の入所者を見舞いに来た者及び当該入院患者の入退院時又は当該入所者の入退所時の付添人をいう。

別表第４（特別診断書料関係）

区　分	単　位	金　額
①身体検査書	1通につき	1,980円
②死亡診断書	1通につき(ただし、2通以上の場合は、1通を増すごとに1,350円を加算する。)	1,980円
③休業用診断書	1通につき	1,980円
④入学用診断書	1通につき	1,980円
①～④に準ずるもの	1通につき	1,980円
自賠法に係る診療明細書	1通につき	1,980円
身体障害者診断書	1通につき	1,980円
⑤自賠法に係る診断書	1通につき	4,070円
⑥簡易保険の病状調査票	1通につき	4,070円
⑦保険会社に提出する入院療養証明書	1通につき	4,070円
⑧厚生年金、国民年金用診断書等所定様式による診断書	1通につき	4,070円
⑤～⑧に準ずるもの	1通につき	4,070円

第 12　地方独立行政法人広島市立病院機構の業務運営，財務及び会計並びに人事管理に関する規則で定める業務運営に関する事項

１　施設及び設備に関する計画（令和４年度から令和７年度まで）

（単位：百万円）

区　分	予定額	財　源
施設，医療機器等整備	12,417	広島市長期借入金等
安佐市民病院建替整備	11,217	広島市長期借入金等
計	23,634	

２　人事に関する計画

収支への影響も踏まえながら，医療を取り巻く状況の変化，医療の質の向上，医療安全の確保，患者サービス向上等に十分配慮した上で，適正かつ効率・効果的な職員配置を推進します。

第７　地方独立行政法人広島市立病院機構の業務運営、財務及び会計並びに人事管理に関する規則で定める業務運営に関する事項

１　施設及び設備に関する計画（令和７年度）

（単位：百万円）

施設及び設備の内容	予定額	財　源
施設、医療機器等整備	2,672	広島市長期借入金等

第３期中期計画	年度計画（令和７年度）

３　中期目標の期間を超える債務負担

⑴　移行前地方債償還債務　　（単位：百万円）

区　分	中期目標期間償還額	次期以降償還額	総債務償還額
移行前地方債償還債務	5,689	11,774	17,463

⑵　長期借入金　　（単位：百万円）

区　分	中期目標期間償還額	次期以降償還額	総債務償還額
施設，医療機器等整備に係る長期借入金償還債務	6,660	6,628	13,288
安佐市民病院建替整備に係る長期借入金償還債務	3,985	26,888	30,873
計	10,645	33,516	44,161

４　積立金の処分に関する計画

前期中期目標期間繰越積立金については，病院施設の整備，修繕，医療機器の購入，人材育成及び能力開発の充実等に充てます。